

# 1 地域密着型サービス事業所の新規指定申請について

## (1) 新規指定スケジュール

原則として、6月1日、9月1日、12月1日、3月1日(年4回)に指定しています。

申請受付期間	現地調査	指定部会	指定日
4月1日～4月20日	5月上旬	5月中旬	6月1日
7月1日～7月20日	8月上旬	8月中旬	9月1日
10月1日～10月20日	11月上旬	11月中旬	12月1日
1月1日～1月20日	2月上旬	2月中旬	3月1日

## (2) 申請から指定までの流れ

### ア 事前相談

申請書をご提出いただく前に、事前相談にご来庁いただくようお願いします。なお、来庁の際には、事前に電話で予約をお願いします。

※介護保険課介護保険制度担当 042-335-4031(直通)

### イ 申請準備

申請書様式は、府中市のホームページから一部ダウンロードすることができます。注意点等については、「指定(指定更新)申請に係る申請書・添付書類」を参照してください。編纂についても、指定のとおりご用意ください。

### ウ 申請

申請の受付は府中市役所おもや1階介護保険課介護保険制度担当にて行います。必ず来庁してお申し込みください。なお、来庁の際には、事前に電話で予約をお願いします。

### エ 受理

指定を受けるにあたっては、申請受付期間内に指定申請書類が受理されなければなりません。記入漏れや書類の不備などがあった場合は、受理できません。また、申請が受付期間終了間際になりますと、記入漏れや書類の不備などによって受付期間内に受理できないこともありますので、余裕をもって申請してください(事前相談は随時受付いたします。提出予定書類等を事前に確認することができますので、随時ご相談ください)。

### オ 審査

申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているか書面審査、現地調査を行います。

### カ 指定の決定

指定月の前月末に指定決定通知書を事業所宛て(事業所住所)にお送りいたします。指定決定通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

### キ 告示

新規指定事業者については、指定日付で告示します。

## 2 地域密着型サービス事業所の指定更新申請について

### (1) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、6年間です。指定を受けた日(または前回の指定更新を受けた日)から6年後の日の前日が有効期間の満了日となります。

(例) 令和元年6月1日に指定を受けた場合 → 有効期間満了日は令和7年5月31日  
有効期間満了日までに、指定更新を受けなければなりません。

### (2) 指定更新の概要

平成18年4月施行の改正介護保険法で、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして事業所の指定に有効期間(6年)が設けられました。

更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うこととなります。また、人員・設備等の基準を満たしていない場合や、基準に従って適切な事業の運営がされていない場合のほか、申請法人やその役員等が過去に介護保険サービスで指定の取り消し処分を受けたなどの欠格事由に該当する場合は、指定更新を受けることはできません。

### (3) 指定更新申請から指定更新までの流れ

概ね指定有効期間満了日の3か月前までに、詳細についてご案内しますので、指定更新書類を提出してください。

申請後の流れは新規指定の場合と同様で、受理、審査を経て指定更新月の前月末までに指定更新を決定し、決定通知の送付となります。

## 3 編纂について

### (1) 編纂順序

指定(指定更新)申請書、付表、添付書類一覧は、申請書を筆頭に、「指定(指定更新)申請に係る申請書・添付書類」に記載の番号順に並べ、ご提出ください。

